

平成30年度
情報公開制度・個人情報保護制度運用状況報告書

米 子 市

目 次

1	情報公開制度		
(1)	公文書公開等決定件数	1	
(2)	年度別公文書公開等決定件数	3	
(3)	公文書公開請求の処理状況	4	
2	個人情報保護制度		
(1)	各種請求に対する年度別決定件数	13	
(2)	各種請求の処理状況	15	
(3)	個人情報取扱事務の届出	16	
(4)	個人情報外部提供等に係る総務管財課協議（協議件数）	16	
3	米子市情報公開・個人情報保護審査会の運営状況		
(1)	概要	17	
(2)	会議の開催回数	17	
(3)	開催内容等	17	
(4)	審査会委員	18	
4	外郭団体の情報公開制度		
(1)	制定・施行団体	18	
(2)	処理状況	18	
5	米子市日吉津村中学校組合の情報公開・個人情報保護制度		
(1)	情報公開制度	18	
(2)	個人情報保護制度	18	
(3)	米子市日吉津村中学校組合情報公開・個人情報保護審査会の運営状況	18	
	《資料1》米子市情報公開・個人情報保護審査会	平成30年度答申第1号	19
	《資料2》米子市情報公開・個人情報保護審査会	平成30年度答申第2号	26

1 情報公開制度

平成30年度は、140件の公文書公開請求がありました。

主な請求内容は、建築計画概要書、各種会議録等に関するもの等でした。

請求に対する決定及び処理の状況は以下のとおりです。

(1) 公文書公開等決定件数

ア 所管課別 (平成30年4月1日～平成31年3月31日受付分)

所管課 【実施機関】	決定等内訳					合 計
	公 開	一部公開	非公開 (うち不存在)	取下げ	却下	
【市長】	11	112	6 (6)	1	1	131
総務部	-	4	1 (1)	-	1	6
秘書広報課	-	-	-	-	-	-
総務管財課	-	1	1 (1)	-	1	3
防災安全課	-	-	-	-	-	-
調査課	-	-	-	-	-	-
職員課	-	-	-	-	-	-
財政課	-	-	-	-	-	-
契約検査課	-	3	-	-	-	3
総合政策部	1	-	-	-	-	1
総合政策課	-	-	-	-	-	-
都市創造課	1	-	-	-	-	1
情報政策課	-	-	-	-	-	-
地域振興課	-	-	-	-	-	-
男女共同参画推進課	-	-	-	-	-	-
人権政策課	-	-	-	-	-	-
淀江振興課	-	-	-	-	-	-
市民生活部	-	9	2 (2)	-	-	11
市民課	-	-	-	-	-	-
生活年金課	-	-	-	-	-	-
保険課	-	-	-	-	-	-
市民税課	-	-	-	-	-	-
固定資産税課	-	-	-	-	-	-
収税課	-	-	-	-	-	-
環境政策課	-	6	1 (1)	-	-	7
クリーン推進課	-	3	1 (1)	-	-	4
福祉保健部	-	1	1 (1)	-	-	2
福祉政策課	-	-	-	-	-	-
福祉課	-	-	-	-	-	-
障がい者支援課	-	-	-	-	-	-
長寿社会課	-	-	1 (1)	-	-	1
健康対策課	-	-	-	-	-	-
こども相談課	-	-	-	-	-	-
子育て支援課	-	1	-	-	-	1
経済部	1	2	-	-	-	3
経済戦略課	-	-	-	-	-	-
商工課	-	-	-	-	-	-
観光課	-	-	-	-	-	-
スポーツ振興課	-	-	-	-	-	-
文化振興課	1	2	-	-	-	3
農林課	-	-	-	-	-	-
水産振興室	-	-	-	-	-	-

所管課 【実施機関】	決定等内訳					合 計
	公 開	一部公開	非公開 (うち不存在)	取下げ	却下	
都市整備部	6	95	2 (2)	1	-	104
建設企画課	-	-	-	-	-	-
都市整備課	-	-	-	-	-	-
道路整備課	-	-	-	-	-	-
営繕課	-	-	-	-	-	-
建築相談課	6	95	2 (2)	1	-	104
住宅政策課	-	-	-	-	-	-
下水道部	3	-	-	-	-	3
下水道企画課	-	-	-	-	-	-
下水道営業課	-	-	-	-	-	-
整備課	3	-	-	-	-	3
施設課	-	-	-	-	-	-
淀江支所	-	1	-	-	-	1
地域生活課	-	1	-	-	-	1
会計課	-	-	-	-	-	-
【教育委員会】	6	1	-	-	-	7
教育総務課	-	-	-	-	-	-
学校教育課	6	1	-	-	-	7
生涯学習課	-	-	-	-	-	-
学校給食課	-	-	-	-	-	-
【選挙管理委員会】	-	-	-	-	-	-
【公平委員会】	-	-	-	-	-	-
【監査委員】	-	2	-	-	-	2
【農業委員会】	-	-	-	-	-	-
【固定資産評価審査委員会】	-	-	-	-	-	-
【水道事業管理者】	-	-	-	-	-	-
【議会】	-	-	-	-	-	-
合 計 ※	17	115	6 (6)	1	1	140

イ 請求者区分別 (平成30年4月1日～平成31年3月31日受付分)

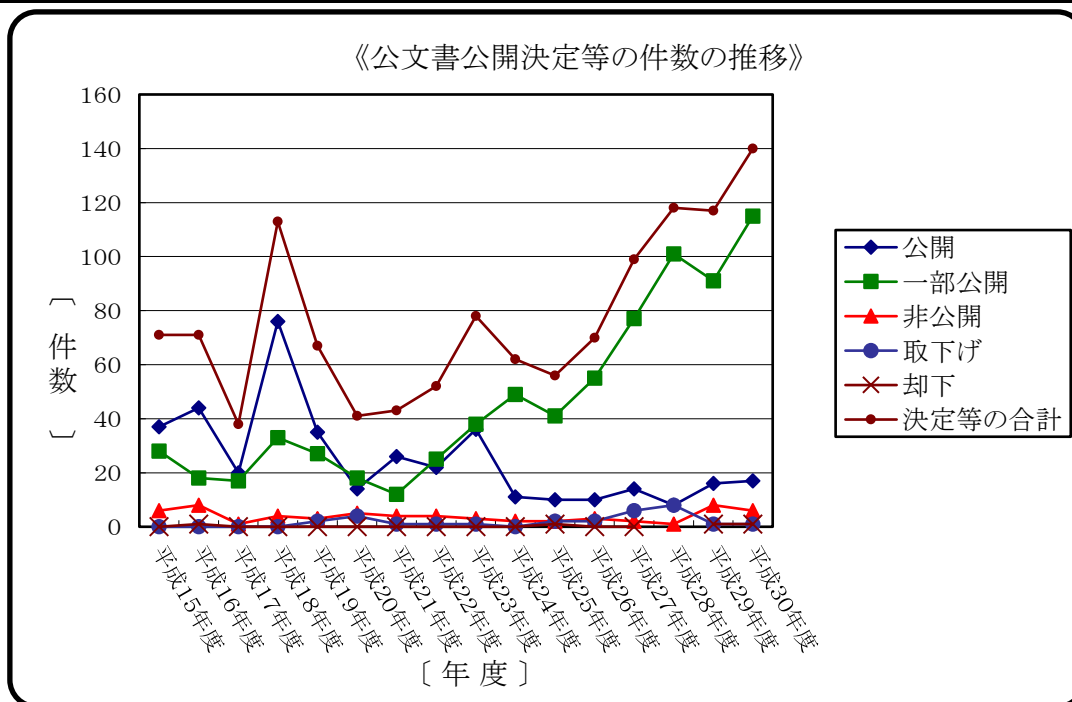
請求者区分		決定等内訳					合 計
		公 開	一部公開	非公開 (うち不存在)	取下げ	却下	
市 内	個 人	5	43	4 (4)	-	1	53
	法 人	3	39	1 (1)	-	-	43
市 外	個 人	-	14	-	-	-	14
	法 人	9	19	1 (1)	1	-	30
合 計 ※		17	115	6 (6)	1	1	140

※ 一件の公開請求に係る公文書の所管課が複数となるものがある場合、アとイの合計は一致しません。

(2) 年度別公文書公開等決定件数

(平成30年4月1日～平成31年3月31日受付分)

区分 年度	決定等内訳					合計
	公開	一部公開	非公開 (うち不存在)	取下げ	却下	
平成15年度	37	28	6 (6)	-	-	71
平成16年度	44	18	8 (8)	-	1	71
平成17年度	20	17	1	-	-	38
平成18年度	76	33	4 (4)	-	-	113
平成19年度	35	27	3 (3)	2	-	67
平成20年度	14	18	5 (5)	4	-	41
平成21年度	26	12	4 (4)	1	-	43
平成22年度	22	25	4 (2)	1	-	52
平成23年度	36	38	3 (2)	1	-	78
平成24年度	11	49	2 (2)	-	-	62
平成25年度	10	41	2 (2)	2	1	56
平成26年度	10	55	3 (3)	2	-	70
平成27年度	14	77	2 (2)	6	-	99
平成28年度	8	101	1	8	-	118
平成29年度	16	91	8 (5)	1	1	117
平成30年度	17	115	6 (6)	1	1	140



(3) 公文書公開請求の処理状況

(平成30年4月1日～平成31年3月31日受付分)

No	受付年月日	請求者区分	所管課	請求内容又は公文書名	決定区分	決定年月日	非公開の理由	備考
1	H30.4.6	法人(市内)	契約検査課	平成29年度 市道茶町祇園町線加茂川橋橋梁補修工事 (1)工事成績採点表(様式 土1-1) (2)考査項目別運用表(様式 土3)	一部公開	H30.4.9	法人情報	
2	H30.4.12	法人(市外)	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H30.4.13	個人情報	
3	H30.4.18	個人(市外)	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H30.4.19	個人情報	
4	H30.4.24	個人(市外)	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H30.4.25	個人情報 法人情報	
5	H30.4.26	個人(市内)	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H30.4.27	個人情報	
6	H30.4.26	法人(市外)	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H30.4.27	個人情報	
7	H30.5.8	法人(市内)	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H30.5.9	個人情報	
8	H30.5.10	法人(市内)	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H30.5.11	個人情報	
9	H30.5.14	法人(市内)	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H30.5.15	個人情報	
10	H30.5.14	法人(市外)	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H30.5.15	個人情報 法人情報	
11	H30.5.15	法人(市外)	建築相談課	建築計画概要書	取下	H30.5.16		
12	H30.5.15	個人(市外)	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H30.5.16	個人情報	
13	H30.5.16	個人(市内)	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H30.5.17	個人情報	
14	H30.5.17	個人(市内)	整備課	米子市公共下水道台帳図	公開	H30.5.25		
15	H30.5.18	法人(市内)	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H30.5.21	個人情報 法人情報	
16	H30.5.18	法人(市外)	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H30.5.21	法人情報	
17	H30.5.24	法人(市内)	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H30.5.25	個人情報	
18	H30.5.30	個人(市内)	建築相談課	建築計画概要書及び上記の確認に係る建築基準法令による処分等の概要書	公開	H30.6.1		
19	H30.5.31	個人(市内)	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H30.6.5	個人情報 法人情報	
20	H30.6.1	法人(市内)	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H30.6.5	個人情報	
21	H30.6.4	個人(市外)	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H30.6.5	個人情報	
22	H30.6.8	法人(市内)	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H30.6.11	個人情報	
23	H30.6.11	個人(市内)	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H30.6.12	個人情報	
24	H30.6.11	法人(市内)	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H30.6.12	個人情報	

No	受付年月日	請求者区分	所管課	請求内容又は公文書名	決定区分	決定年月日	非公開の理由	備考
25	H30. 6. 11	法人（市外）	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H30. 6. 12	法人情報	
26	H30. 6. 12	法人（市内）	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H30. 6. 14	個人情報	
27	H30. 6. 14	法人（市外）	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H30. 6. 15	個人情報 法人情報	
28	H30. 6. 15	個人（市内）	環境政策課	鳥取県が、平成30年5月13日、5月22日に西部総合事務所にて淀江産廃最終処分場計画に係る事業者と関係住民の意見調整会議を開催され、米子市の職員も出席されておりました。米子市職員は、これまで産廃処分場に関する重要な事前説明会・本説明会・事業センター理事会等に出席され、I C録音記録に基づきその会議録を毎回作成しておられました。5月13日・22日両日に開催された会議記録を請求します。	一部公開	H30. 6. 25	法人情報	
29	H30. 6. 19	個人（市内）	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H30. 6. 20	個人情報	
30	H30. 6. 26	個人（市内）	総務管財課	米子市において昭和59年度より平成5年度までに収用又は使用された土地全てにつき土地権利者との契約書並びにそれに関する全ての文書	却下	H30. 7. 17		補正期限の経過による
31	H30. 6. 26	個人（市内）	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H30. 6. 27	個人情報 法人情報	
32	H30. 6. 27	法人（市外）	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H30. 6. 27	個人情報	
33	H30. 6. 27	法人（市内）	建築相談課	建築計画概要書	公開	H30. 6. 29		
34	H30. 7. 3	個人（市内）	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H30. 7. 3	個人情報	
35	H30. 7. 6	個人（市外）	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H30. 7. 9	個人情報	
36	H30. 7. 9	法人（市内）	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H30. 7. 10	個人情報	
37	H30. 7. 11	個人（市内）	環境政策課	平成29年1月11日付け第201600151803号で鳥取県から送付のあった鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例に基づく周知計画変更届出書及び添付書類。ただし、添付書類は変更前のものを除く。	一部公開	H30. 7. 23	個人情報 法人情報	
38	H30. 7. 12	法人（市内）	整備課	観音寺枝線その3工事の金入り設計書	公開	H30. 7. 18		
39	H30. 7. 17	法人（市内）	整備課	観音寺枝線その3工事の金入り設計書	公開	H30. 7. 18		
40	H30. 7. 17	個人（市外）	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H30. 7. 18	個人情報	
41	H30. 7. 19	個人（市内）	監査委員事務局	平成30年5月18日付けで提出された住民監査請求に係わる次の公文書 ①平成30年6月29日開催の監査委員の会議 会議録・議事録 ②平成30年7月9日 住民監査請求の結果に係わる起案・決定文書	一部公開	H30. 8. 3	個人情報	
42	H30. 7. 30	法人（市内）	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H30. 7. 31	個人情報 法人情報	
43	H30. 8. 2	法人（市内）	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H30. 8. 3	個人情報	
44	H30. 8. 10	個人（市内）	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H30. 8. 13	個人情報 法人情報	
45	H30. 8. 14	法人（市内）	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H30. 8. 15	個人情報	

No	受付年月日	請求者区分	所管課	請求内容又は公文書名	決定区分	決定年月日	非公開の理由	備考
46	H30. 8. 17	法人（市内）	クリーン推進課	平成29年度、平成30年度一般廃棄物収集運搬業務委託契約先 有限会社 笠井環境衛生社 ①契約書 ②委託業務仕様書 ③見積調書	一部公開	H30. 9. 3	法人情報	
47	H30. 8. 17	法人（市内）	クリーン推進課	平成29年度、平成30年度一般廃棄物収集運搬業務委託契約先 有限会社 原田環境衛生社 ①契約書 ②委託業務仕様書 ③見積調書	一部公開	H30. 9. 3	法人情報	
48	H30. 8. 17	法人（市内）	クリーン推進課	平成29年度、平成30年度一般廃棄物収集運搬業務委託契約先 協同組合 米子市環境事業公社 ①契約書 ②委託業務仕様書 ③見積調書	一部公開	H30. 9. 3	法人情報	
49	H30. 8. 17	法人（市内）	クリーン推進課	米子市一般廃棄物収集運搬業務民間委託検討委員会 ①全議事録 ②市長に対する最終報告書又は答申書	非公開	H30. 9. 3	文書不存在	
50	H30. 8. 17	法人（市内）	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H30. 8. 20	個人情報 法人情報	
51	H30. 8. 20	法人（市内）	契約検査課	平成29年度 単県斜面崩壊復旧事業 祇園町6地区斜面崩壊復旧工事 (1)工事成績採点表（様式 土1-1） (2)考査項目別運用表（様式 土3）	一部公開	H30. 8. 21	法人情報	
52	H30. 8. 22	法人（市内）	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H30. 8. 23	個人情報	
53	H30. 8. 22	個人（市内）	総務管財課	平成17年3月10日付けで、淀江町長と淀江町土地開発公社と社会福祉法人ソウエルよどえが結んだ淀江町保健福祉の里基本構想に係る用地についての覚書	一部公開	H30. 8. 31	法人情報	
54	H30. 8. 24	個人（市外）	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H30. 8. 27	個人情報	
55	H30. 9. 5	法人（市外）	学校教育課	平成30年度鳥取県西部地区教科用図書採択協議会会則、調査結果報告書 ①鳥取県西部地区教科用図書採択協議会会則 ②平成30年度鳥取県西部地区教科用図書採択協議会委員名簿 ③鳥取県教科用図書選定審議会の「平成31年度に使用する小学校教科用図書（特別の教科 道徳を除く）の選定に必要な資料」 ④鳥取県教科用図書選定審議会の「平成31年度に使用する中学校教科用図書（特別の教科 道徳）の選定に必要な資料」 ⑤平成30年度小学校教科書調査員一覧表 ⑥平成30年度中学校教科書調査員一覧表 ⑦平成30年度鳥取県西部地区教科用図書採択協議会協議内容 ⑧教科用図書採択一覧表（小学校 特別の教科 道徳を除く全教科） ⑨教科用図書採択一覧表（中学校 特別の教科 道徳） ⑩採択に相当と思われる教科書の特徴一覧（小学校 特別の教科 道徳を除く全教科） ⑪採択に相当と思われる教科書の特徴一覧（中学校 特別の教科 道徳）	公開	H30. 9. 6		
56	H30. 9. 5	個人（市外）	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H30. 9. 7	個人情報	

No	受付年月日	請求者区分	所管課	請求内容又は公文書名	決定区分	決定年月日	非公開の理由	備考
57	H30.9.6	法人（市外）	学校教育課	平成30年度鳥取県西部地区教科用図書採択協議会会則、調査結果報告書 ①鳥取県西部地区教科用図書採択協議会会則 ②平成30年度鳥取県西部地区教科用図書採択協議会委員名簿 ③鳥取県教科用図書選定審議会の「平成31年度に使用する小学校教科用図書（特別の教科 道徳を除く）の選定に必要な資料」 ④鳥取県教科用図書選定審議会の「平成31年度に使用する中学校教科用図書（特別の教科 道徳）の選定に必要な資料」 ⑤平成30年度小学校教科書調査員一覧表 ⑥平成30年度中学校教科書調査員一覧表 ⑦平成30年度鳥取県西部地区教科用図書採択協議会協議内容 ⑧教科用図書採択一覧表（小学校 特別の教科 道徳を除く全教科） ⑨教科用図書採択一覧表（中学校 特別の教科 道徳） ⑩採択に相当と思われる教科書の特徴一覧（小学校 特別の教科 道徳を除く全教科） ⑪採択に相当と思われる教科書の特徴一覧（中学校 特別の教科 道徳）	公開	H30.9.6		
58	H30.9.6	法人（市外）	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H30.9.10	個人情報	
59	H30.9.13	個人（市内）	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H30.9.14	個人情報	
60	H30.9.14	法人（市外）	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H30.9.18	個人情報	
61	H30.9.14	個人（市内）	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H30.9.18	個人情報	
62	H30.9.19	法人（市外）	学校教育課	平成30年度鳥取県西部地区教科用図書採択協議会会則、調査結果報告書 ①鳥取県西部地区教科用図書採択協議会会則 ②平成30年度鳥取県西部地区教科用図書採択協議会委員名簿 ③鳥取県教科用図書選定審議会の「平成31年度に使用する小学校教科用図書（特別の教科 道徳を除く）の選定に必要な資料」 ④鳥取県教科用図書選定審議会の「平成31年度に使用する中学校教科用図書（特別の教科 道徳）の選定に必要な資料」 ⑤平成30年度小学校教科書調査員一覧表 ⑥平成30年度中学校教科書調査員一覧表 ⑦平成30年度鳥取県西部地区教科用図書採択協議会協議内容 ⑧教科用図書採択一覧表（小学校 特別の教科 道徳を除く全教科） ⑨教科用図書採択一覧表（中学校 特別の教科 道徳） ⑩採択に相当と思われる教科書の特徴一覧（小学校 特別の教科 道徳を除く全教科） ⑪採択に相当と思われる教科書の特徴一覧（中学校 特別の教科 道徳）	公開	H30.9.21		
63	H30.9.19	個人（市内）	文化振興課	米子市勤労青少年ホームの管理に関する基本協定書（平成29年度から平成31年度まで）	一部公開	H30.9.25	法人情報	
64	H30.9.27	法人（市外）	建築相談課	特殊建築物定期調査報告書の写し（直近のもの）。配置図と平面図関係の図面もあれば。 100満ポルト米子店 鳥取県米子市新開2丁目2-1	非公開	H30.10.1	文書不存在	
65	H30.10.2	法人（市内）	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H30.10.5	個人情報	
66	H30.10.5	法人（市外）	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H30.10.9	個人情報 法人情報	

No	受付年月日	請求者区分	所管課	請求内容又は公文書名	決定区分	決定年月日	非公開の理由	備考
67	H30.10.9	個人（市内）	文化振興課	米子市勤労青少年ホームの管理に関する協定書（平成29年度、平成30年度）、米子市勤労青少年ホーム事業計画・収支予算書・職員名簿（平成29年度、平成30年度）、指導員の変更届	一部公開	H30.10.12	個人情報 法人情報	
68	H30.10.10	法人（市外）	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H30.10.11	個人情報	
69	H30.10.12	法人（市内）	契約検査課	平成29年度 車尾南二丁目枝線その2工事 (1)工事成績採点表（様式 土1-1） (2)考査項目別運用表（様式 土3）	一部公開	H30.10.17	法人情報	
70	H30.10.12	法人（市外）	子育て支援課	平成29年9月1日から平成30年9月1日までに締結した損害保険のうち、保険料が5万円以上で以下の条件に該当する保険証券の写し、又は当該保険契約内容がわかる書類の写し。ただし、以下のものを除く。 (1)自賠責保険 (2)全国市長会、全国市有物件共済などの公的機関との災害共済 (3)財団法人日本消防協会に加入している契約 (4)社団法人全国公民館連合会に加入している契約	一部公開	H30.10.29	法人情報	
71	H30.10.12	法人（市外）	文化振興課	博物館総合保険加入者票（保険期間：平成30年6月1日午後4時から平成31年6月1日午後4時まで）、博物館総合保険のご案内	公開	H30.10.29	法人情報	
72	H30.10.23	法人（市内）	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H30.10.25	個人情報	
73	H30.10.23	個人（市内）	建築相談課	建築計画概要書	公開	H30.10.25		
74	H30.10.24	法人（市外）	学校教育課	平成29年9月1日から平成30年9月1日までに締結した民間損害保険のうち、保険料が5万円以上で、該当保険契約の内容がわかる書類の写し	一部公開	H30.10.29	個人情報	
75	H30.10.24	法人（市外）	学校教育課	平成30年度鳥取県西部地区教科用図書採択協議会会則、調査結果報告書 ①鳥取県西部地区教科用図書採択協議会会則 ②平成30年度鳥取県西部地区教科用図書採択協議会委員名簿 ③鳥取県教科用図書選定審議会の「平成31年度に使用する小学校教科用図書（特別の教科 道徳を除く）の選定に必要な資料」 ④鳥取県教科用図書選定審議会の「平成31年度に使用する中学校教科用図書（特別の教科 道徳）の選定に必要な資料」 ⑤平成30年度小学校教科書調査員一覧表 ⑥平成30年度中学校教科書調査員一覧表 ⑦平成30年度鳥取県西部地区教科用図書採択協議会協議内容 ⑧教科用図書採択一覧表（小学校 特別の教科 道徳を除く全教科） ⑨教科用図書採択一覧表（中学校 特別の教科 道徳） ⑩採択に相当と思われる教科書の特徴一覧（小学校 特別の教科 道徳を除く全教科） ⑪採択に相当と思われる教科書の特徴一覧（中学校 特別の教科 道徳）	公開	H30.10.25		
76	H30.10.25	個人（市内）	総務管財課	米子市水道局が平成25年度に実施した「市内淀江町西尾原地区地質調査ボーリング業務」の報告書	非公開	H30.10.29	文書不存在	
77	H30.10.25	法人（市内）	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H30.10.29	個人情報 法人情報	
78	H30.10.26	個人（市外）	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H30.10.29	個人情報	
79	H30.10.31	法人（市外）	学校教育課	平成30年度鳥取県西部地区教科用図書採択協議会会則、調査結果報告書他	公開	H30.11.1		

No	受付年月日	請求者区分	所管課	請求内容又は公文書名	決定区分	決定年月日	非公開の理由	備考
80	H30. 10. 31	個人（市内）	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H30. 11. 1	個人情報	
81	H30. 11. 1	個人（市内）	建築相談課	道路調査資料 別紙（地図）該当箇所	一部公開	H30. 11. 13	個人情報	
82	H30. 11. 6	法人（市外）	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H30. 11. 6	個人情報 法人情報	
83	H30. 11. 8	法人（市内）	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H30. 11. 13	個人情報 法人情報	
84	H30. 11. 9	個人（市内）	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H30. 11. 14	個人情報 法人情報	
85	H30. 11. 12	法人（市外）	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H30. 11. 14	個人情報	
86	H30. 11. 14	法人（市外）	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H30. 11. 15	個人情報	
87	H30. 11. 20	法人（市外）	学校教育課	平成30年度に実施した中学校教科用図書採択（道徳）に係るもの	公開	H30. 11. 30		
88	H30. 11. 20	法人（市内）	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H30. 11. 22	個人情報 法人情報	
89	H30. 11. 21	法人（市内）	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H30. 11. 26	個人情報	
90	H30. 11. 26	法人（市内）	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H30. 11. 28	個人情報 法人情報	
91	H30. 12. 7	個人（市外）	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H30. 12. 11	個人情報 法人情報	
92	H30. 12. 10	個人（市内）	監査委員事務局	(1)平成27年8月24日、平成28年12月9日、平成29年6月28日、平成29年7月28日、平成29年9月19日、平成29年11月17日、平成30年1月16日及び平成30年3月19日付で提出された住民監査請求に関し、実施された要件審査に係る審査概要及び要件審査表、資料並びに審査の結果及び通知に関する起案・決定表 (2)(1)に関連する執行停止請求に関する審査概要及び要件審査表、審査の結果及び通知に関する起案・決定表	一部公開	H30. 12. 25	個人情報	
93	H30. 12. 10	個人（市内）	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H30. 12. 12	個人情報 法人情報	
94	H30. 12. 10	法人（市内）	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H30. 12. 11	個人情報	
95	H30. 12. 12	個人（市内）	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H30. 12. 13	個人情報	
96	H30. 12. 13	法人（市外）	建築相談課	建築計画概要書	公開	H30. 12. 14		
97	H30. 12. 27	法人（市外）	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H30. 12. 28	個人情報	
98	H31. 1. 4	個人（市内）	環境政策課	平成30年12月16日鳥取県西部総合事務所会議室で開催の淀江産廃関係意見調整会議報告及び傍聴記録（議事の経過を記載した議事録）	一部公開	H31. 1. 11	個人情報 法人情報	

No	受付年月日	請求者区分	所管課	請求内容又は公文書名	決定区分	決定年月日	非公開の理由	備考
99	H31. 1. 4	個人（市内）	建築相談課	(1)平成8年4月12日受淀第2516号淀江町長から環境プラント工業株式会社代表取締役社長〇〇（氏名）様あて文書に関連する「開発協定書に伴う変更の公共施設管理者の同意及び協議（変更協議）について」に係わる起案・決定文書（添付書類一式を含む） (2)平成4年5月21日付覚書に係わる起案・決定文書（添付書類一式を含む） (3)平成9年10月23日付淀江町長から環境プラント工業株式会社に提出された「変更開発事業実施計画（設計）の同意について」に係わる起案・決定文書（添付書類一式を含む） (4)平成16年4月8日発信のファックス送信票に係わる文書一式	一部公開	H31. 1. 17	個人情報 法人情報	
100	H31. 1. 7	個人（市内）	環境政策課	鳥取県は、平成30年12月16日鳥取県西部総合事務所にて、環境事業センターと下泉自治会との意見調整会議を開催されました。その調整会議に米子市も出席されておりましたので、下記情報の開示を請求します。①会議録 ②会議録の起案・決裁書 ③I C録音記録（MP3ファイルにて）	一部公開	H31. 1. 11	個人情報 法人情報 文書不存在	
101	H31. 1. 7	法人（市内）	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H31. 1. 8	個人情報	
102	H31. 1. 10	個人（市内）	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H31. 1. 11	個人情報	
103	H31. 1. 11	個人（市内）	都市創造課	鳥取大学医学部と米子市との意見交換会議事録（平成27年11月18日分）	公開	H31. 1. 15		
104	H31. 1. 11	法人（市内）	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H31. 1. 16	個人情報	
105	H31. 1. 16	法人（市外）	建築相談課	建築計画概要書	公開	H31. 1. 17		
106	H31. 1. 18	個人（市内）	環境政策課	平成30年12月16日鳥取県西部総合事務所会議室で開催の淀江産廃関係意見調整会議報告及び傍聴記録（議事の経過を記載した議事録）（補足分） 上記に係る起案・決裁文書	一部公開	H31. 1. 18	法人情報	
107	H31. 1. 18	法人（市内）	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H31. 1. 22	個人情報	
108	H31. 1. 21	個人（市内）	環境政策課	鳥取県は、平成30年12月16日鳥取県西部総合事務所にて、環境事業センターと下泉自治会との意見調整会議を開催されました。その調整会議に米子市も出席されておりましたので、下記情報の開示を請求します。①会議録（補足分）②会議録の起案・決裁書	一部公開	H31. 1. 22	法人情報	
109	H31. 1. 21	法人（市内）	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H31. 1. 23	個人情報	
110	H31. 1. 21	法人（市外）	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H31. 1. 23	個人情報	
111	H31. 1. 22	個人（市内）	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H31. 1. 24	個人情報	
112	H31. 1. 22	法人（市内）	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H31. 1. 24	個人情報	
113	H31. 1. 23	法人（市外）	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H31. 1. 24	個人情報	
114	H31. 1. 23	個人（市内）	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H31. 1. 24	個人情報	
115	H31. 1. 24	個人（市外）	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H31. 1. 28	個人情報	
116	H31. 1. 31	個人（市内）	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H31. 2. 5	個人情報	

No	受付年月日	請求者区分	所管課	請求内容又は公文書名	決定区分	決定年月日	非公開の理由	備考
117	H31.2.4	個人（市内）	地域生活課	次の文書ファイル中の一般廃棄物最終処分場に関する及び係わる文書（一切の添付文書を含む。） (1) 議会議決送付綴り (H8) (2) 議会議決送付綴り (H7) (3) 議会議決送付綴り (H6) (4) 議会議決送付綴り (H5) (5) 建築・開発行為等に関する確約書綴り (H4) (6) 議会議決送付綴り (H4) (7) 西部広域行政管理組合・米子市ほか12か町村衛生施設組合 旧淀江町分 (H10) (8) 西部広域行政管理組合・米子市ほか13か町村衛生施設組合 旧淀江町分 (H8)	一部公開	H31.2.19	個人情報	
118	H31.2.4	個人（市内）	建築相談課	(1) 「昭和48年度起 土地開発等に係る開発協定綴」のファイルの中の次の文書 ア 平成4年5月21日付けで環境プラント工業株式会社と淀江町土地改良区と淀江町が交わした開発協定書及び同協定に関する淀江町のりん議書 イ 平成4年5月21日付けで淀江町土地改良区と淀江町が交わした覚書 ウ 平成4年に小波浜自治会と小波浜実行組合が環境プラント工業株式会社に対し同意した同意書の写し エ 平成4年に小波上自治会と小波上公害対策委員会が環境プラント工業株式会社に対し同意した同意書の写し オ 平成4年に環境プラント工業株式会社と小波浜自治会と小波浜農事実行組合と淀江町土地改良区が淀江町と交わした協定書 (2) 「開発行為変更許可申請書 環境プラント工業（株）」のファイルの中の次の文書 平成8年3月29日付けで環境プラント工業株式会社から淀江町に提出された開発協定書に伴う変更の公共施設管理者の同意及び協議（変更協議）に関する淀江町の起案決定文書	一部公開	H31.2.12	個人情報 法人情報	
119	H31.2.4	個人（市内）	建築相談課	次の文書ファイル中の一般廃棄物最終処分場に関する及び係わる文書 (1) 変更開発協定に基づく変更開発実施計画書の同意（不燃物第2最終処分場） (2) 県開発事業指導要綱に基づく開発事業変更協議に対する意見書（不燃物第2最終処分場） (3) 県開発事業指導要綱に基づく意見書等（不燃物第2最終処分場） (4) 開発協定書に基づく変更協議及び公共施設管理者同意（不燃物第2最終処分場）	非公開	H31.2.12	文書不存在	
120	H31.2.7	個人（市外）	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H31.2.12	個人情報 法人情報	
121	H31.2.7	個人（市内）	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H31.2.12	個人情報	
122	H31.2.18	個人（市内）	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H31.2.19	個人情報	

No	受付年月日	請求者区分	所管課	請求内容又は公文書名	決定区分	決定年月日	非公開の理由	備考
123	H31. 2. 19	個人（市内）	環境政策課	一般廃棄物公害・環境保全計画書（3公害防止措置4周辺の地下水の水質検査計画）によれば（環境プラントは）地下水の調査地点は、上流、下流に各1か所観測井を設置する。下流集落の民家の井戸2か所を決め、6か月に一回全項目の自主点検を行い米子保健所、淀江町、関係地区へ報告することになっている。淀江町への報告については、米子市と合併により、米子市に報告されるべきものである。よって過去5か年分の米子市への当該の報告書	非公開	H31. 2. 25	文書不存在	
124	H31. 2. 19	個人（市外）	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H31. 2. 20	個人情報	
125	H31. 2. 26	個人（市内）	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H31. 2. 27	個人情報	
126	H31. 2. 27	個人（市外）	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H31. 3. 1	個人情報 法人情報	
127	H31. 3. 1	法人（市内）	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H31. 3. 5	法人情報	
128	H31. 3. 1	個人（市内）	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H31. 3. 5	個人情報 法人情報	
129	H31. 3. 1	個人（市内）	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H31. 3. 5	個人情報	
130	H31. 3. 5	個人（市内）	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H31. 3. 6	個人情報	
131	H31. 3. 6	個人（市内）	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H31. 3. 8	法人情報	
132	H31. 3. 6	個人（市内）	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H31. 3. 8	個人情報 法人情報	
133	H31. 3. 12	個人（市内）	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H31. 3. 15	個人情報	
134	H31. 3. 13	法人（市内）	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H31. 3. 18	個人情報	
135	H31. 3. 14	個人（市内）	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H31. 3. 18	個人情報	
136	H31. 3. 15	個人（市内）	建築相談課	建築計画概要書	公開	H31. 3. 18		
137	H31. 3. 15	法人（市内）	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H31. 3. 19	個人情報	
138	H31. 3. 18	法人（市内）	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H31. 3. 25	個人情報	
139	H31. 3. 22	法人（市内）	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	H31. 3. 26	個人情報 法人情報	
140	H31. 3. 27	個人（市内）	長寿社会課	介護予防事業（総合事業）の利用契約書及び重要事項証明書に関して、作成要領、ひな型及び厚生労働省からの文書	非公開	H31. 3. 27	文書不存在	

2 個人情報保護制度

平成30年度は、9件の保有個人情報開示請求がありました。

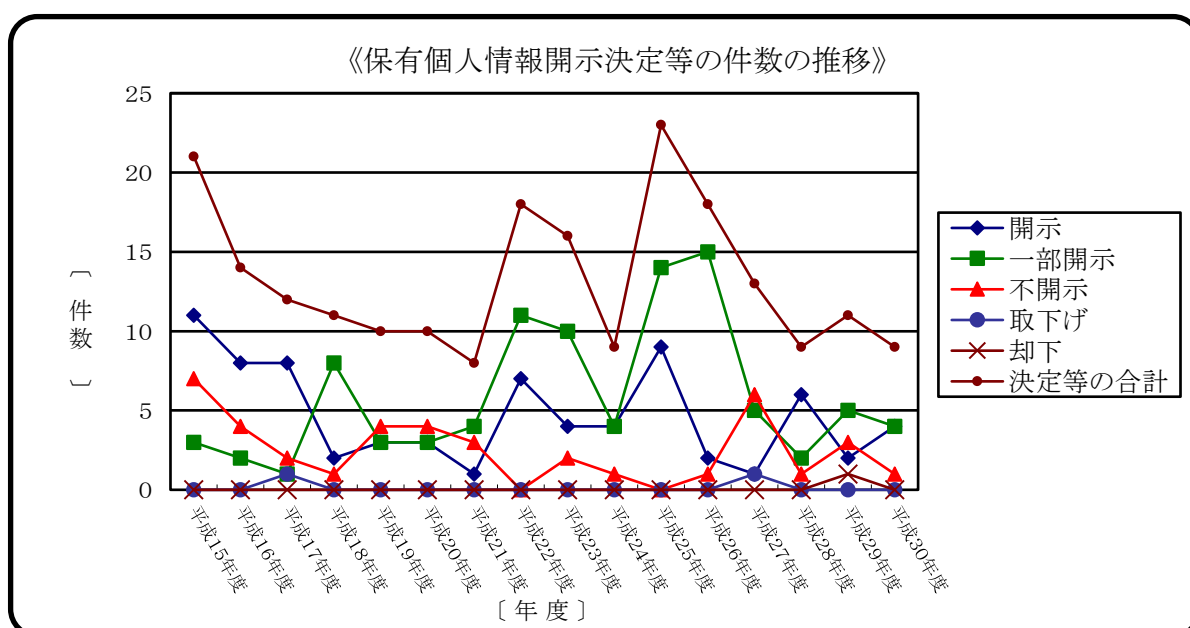
主な請求内容は、住民票の写し等交付申請書、戸籍・身分証明書等交付申請書等でした。

請求に対する決定及び処理の状況は以下のとおりです。

(1) 各種請求に対する年度別決定件数

ア 請求区分：開示

区 分 年 度	決定等内訳					合 計
	開 示	一部開示	不開示 (うち不存在)	取下げ	却下	
平成15年度	11	3	7 (7)	-	-	21
平成16年度	8	2	4 (4)	-	-	14
平成17年度	8	1	2 (2)	1	-	12
平成18年度	2	8	1 (1)	-	-	11
平成19年度	3	3	4 (4)	-	-	10
平成20年度	3	3	4 (3)	-	-	10
平成21年度	1	4	3 (3)	-	-	8
平成22年度	7	11	-	-	-	18
平成23年度	4	10	2 (2)	-	-	16
平成24年度	4	4	1 (1)	-	-	9
平成25年度	9	14	-	-	-	23
平成26年度	2	15	1 (1)	-	-	18
平成27年度	1	5	6 (6)	1	-	13
平成28年度	6	2	1 (1)	-	-	9
平成29年度	2	5	3 (2)	-	1	11
平成30年度	4	4	1 (1)	-	-	9



イ 請求区分：訂正、利用の停止、消去、提供の停止

区分 年度	決定等内訳											取下げ	却下	合計	
	訂正			利用の停止 (目的外利用 の中止)			消去 (削除)			提供の停止 (外部提供の 中止)					
	全部訂正	一部訂正	請求棄却	全部削除	一部削除	請求棄却	全部中止	一部中止	請求棄却	全部中止	一部中止				請求棄却
平成15年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成16年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成17年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成18年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成19年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成20年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成21年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成22年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成23年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成24年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成25年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成26年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成27年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成28年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成29年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成30年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※（ ）内は、米子市個人情報保護条例の平成20年4月1日施行の改正以前の請求区分

(2) 各種請求の処理状況（請求区分：開示、訂正、利用の停止、消去、提供の停止）

（平成30年4月1日～平成31年3月31日受付分）

No	受付 年月日	請求 区分	請求内容	所管 課	決定 年月日	決定区分 (不開示の理由)
1	H30.6.7	開示	請求者の平成27年4月1日から平成30年6月6日までの間に交付された戸籍、住民票の写し及び戸籍附票の交付申請書	市民課	H30.6.7	一部開示 (第三者の個人情報)
2	H30.7.13	開示	請求者の平成29年1月1日から平成30年7月12日までの間に交付された住民票の写し及び戸籍附票の交付申請書 (職務上請求を含む)	市民課	H30.7.26	一部開示 (第三者の個人情報 及び法人情報)
3	H30.8.27	開示	請求者の平成30年4月1日から平成30年8月26日までの間に交付された住民票の写しの交付申請書	市民課	H30.8.29	開示
4	H30.9.4	開示	請求者が提出した納付誓約書	保険課	H30.9.5	開示
5	H30.9.5	開示	平成29年7月2日付で農林課長から通知のあった請求者に係る農用地利用集積計画についての公告に係る起案文書	農林課	H30.9.11	開示
6	H30.9.26	開示	請求者に係る本市から金融機関への預貯金照会文書及び金融機関から本市への回答文書	保険課	H30.10.25	一部開示 (第三者の個人情報) (法人情報)
7	H30.11.22	開示	平成4年3月31日付けで米子市と〇〇氏にて締結した土地売買契約書	総務管財課	H30.11.28	一部開示 (個人情報)
8	H30.12.21	開示	請求者の平成26年4月1日から平成30年12月20日までの間に交付された住民票の写し、戸籍及び戸籍附票の交付申請書(本人申請分は除く)	市民課	H30.12.26	不開示 (不存在)
9	H31.1.29	開示	請求者の長期優良住宅建築等計画についての認定申請書	建築相談課	H31.1.31	開示

なお、上記のうち、市外の請求者からの請求は0件でした。

(3) 個人情報取扱事務の届出

実施機関は、個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、「個人情報取扱事務の名称」、「個人情報取扱事務の目的」及び「個人情報の記録項目」等を市長に届け出なければなりません。

個人情報取扱事務届出件数 889件

(4) 個人情報外部提供等に係る総務管財課協議（協議件数）

市が保有している市民の皆さんの個人情報を適正に管理するため、次のことに関しては総務管財課に協議することになっています。

ア 個人情報を取り扱う事務を開始・変更・廃止するとき（51件）

イ 個人情報の収集は原則として、本人から行うこととしているが、例外的に本人以外収集を行う必要があるとき（23件）

ウ 目的外利用（所管課が保有する個人情報を収集した目的以外で、同一実施機関内に限り利用すること）は原則として、禁止しているが、例外的に目的外利用を行う必要があるとき（32件）

エ 外部提供（所管課が保有する個人情報を実施機関以外の者へ提供すること）は原則として、禁止しているが、例外的に外部提供を行う必要があるとき（17件）

※個人情報取扱事務についてまとめたものを情報公開コーナー（米子市役所本庁舎3階総務管財課隣り）に一覧リストとして備え付けていますので、閲覧希望の方はお越しください。

3 米子市情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

(1) 概要

米子市情報公開・個人情報保護審査会とは、公文書非公開決定、保有個人情報不開示決定等に対する異議申立てを審査するとともに、制度全般の運営等について審議をする市長の附属機関です。

(2) 会議の開催回数

6回

(3) 開催内容等

米子市情報公開条例に基づく実施機関の下記の諮問に応じ、公文書の一部公開決定及び非公開決定に対する審査請求に関する事項の調査審議を行いました。

No	諮問受付 年月日	趣 旨	所管 課	審査会 答申内容	実施機関 決定内容
1	H30.6.18	米子市住民基本台帳の個人情報を旧優生保護法下における優生手術当事者への支援実施を予定する鳥取県に外部提供することの可否を求める審査請求について	健康 対策 課、 障が い者 支援 課	H30.10.27 外部提供 可 (資料1 参照)	審査会の 答申を尊 重し、一部 の外部提 供をした。
2	H30.8.27	次の公文書の公開請求に対し、一部公開決定とした処分のうち一部を取り消し、公開を求める審査請求について 平成26年度から平成28年度までの各期間における以下の規定による申請について、非行政書士が代理している場合の各申請書及び委任状（代理人の氏名又は名称及び代表者の部分を含む。） (1)農地法第3条 (2)農地法第4条第1項 (3)農地法第5条第1項	米子 市農 業委 員会	H30.12.21 棄却 (資料2 参照)	審査会の 答申を尊 重し、審査 請求を棄 却した。

(4) 審査会委員

平成31年3月31日現在

役 職	氏 名	職 名 等
(会長職務代理)	網 崎 孝 志	大学教授
	井 上 留美子	地方裁判所調停委員
会 長	佐 藤 匡	大学准教授
	鈴 谷 崇	弁護士
	宮 邊 満	元中学校校長

(アイウエオ順)

4 外郭団体等の情報公開制度

(1) 制定・施行団体 8団体

- ア 社会福祉法人米子福祉会
- イ 一般財団法人米子市開発公社
- ウ 一般財団法人米子市生活環境公社
- エ 一般財団法人米子市文化財団
- オ 公益財団法人中海水鳥国際交流基金財団
- カ 社会福祉法人米子市社会福祉協議会
- キ 一般財団法人米子市学校給食会
- ク 米子市土地改良協会

(2) 処理状況

公開請求等はありませんでした。

5 米子市日吉津村中学校組合の情報公開・個人情報保護制度

(1) 情報公開制度

公開請求等はありませんでした。

(2) 個人情報保護制度

開示請求等はありませんでした。

(3) 米子市日吉津村中学校組合情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

会議の開催回数 0回

《 資 料 1 》

答 申

【諮問件名】

米子市住民基本台帳の個人情報を旧優生保護法下における優生手術当事者への支援実施を予定する鳥取県に外部提供することの可否について

1 審査の経緯

米子市長（以下「実施機関」という。）から平成30年6月18日付けで諮問があったことを受け、当審査会は別表のとおり審査を行った。

2 当審査会の個人情報の取扱いに関する考え方

米子市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第8条第1項において、実施機関は原則として保有個人情報の外部提供をしてはならないこととされており、その例外となる場合について同項第1号から第6号までに掲げられている。本件諮問に係る保有個人情報の外部提供（以下「本件外部提供」という。）については、条例第8条第1項第1号から第5号までに該当しないため、同項第6号に該当し得る公益上の必要その他相当な理由があると認められるかどうか問題となる。

本件外部提供は、旧優生保護法（昭和23年法律第156号。）により実施された優生手術について鳥取県（以下単に「県」という。）が保有する当時の鳥取県優生保護審査会等の資料及びその他調査記録（以下「資料等」という。）に記載された被優生手術者（以下「当事者」という。）に関し、県が鳥取県における旧優生保護法に基づく被優生手術者調査実施要綱（以下「県要綱」という。）に基づいて実施する調査に協力し、当事者に県からの支援を受ける機会を提供することを目的として、米子市住民基本台帳に記録されている当事者の個人情報を県に提供するものである。

なお、本件外部提供の対象となる個人情報は、当事者の現住所、氏名、存否、転出先及び転出日である。

実施機関は、本件外部提供をすることの公益性及び必要性と、提供した個人情報の管理方法等を厳格に審査し、本件外部提供により個人の権利利益が不当に侵害されることがないように、行政機関として適切かつ慎重な対応をとる必要がある。

3 個人情報の保護対策

個人の権利利益を確保するために、個人情報の保護は極めて重要である。そのためには、個人情報の外部提供は慎重に行われるべきであり、外部提供をされた個人情報の利用及び保管・管理が適正に行われることが不可欠である。

本件外部提供の相手先となる鳥取県は行政機関であり、個人情報の保護については鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）に定められている。具体的

には、個人情報の目的外利用及び外部提供の原則禁止、個人情報の適正管理、不要になった個人情報の適正廃棄、職員の守秘義務、個人情報の不正な取扱いに係る罰則などが規定されている。

このことから、鳥取県においては、行政機関として個人情報を適正に利用し、かつ保管・管理する上での原則が明確にされており、個人情報を保護するための安全対策上の措置が施されていると認められる。

よって、本件外部提供により提供された個人情報は適正な取扱いがなされ、その安全性は確保されるものと思料される。

4 個人情報の外部提供に係る公益性・必要性

旧優生保護法とは、昭和23年から現行の母体保護法に改正される平成8年まで施行されていた法律である。優生学上不良な遺伝子のある者の出生を防止し、また妊娠・出産による母体の健康を保持することを目的として、優生手術、人工妊娠中絶、受胎調節及び優生結婚相談などについて規定されていた。旧優生保護法は、戦後の混乱期における人口急増対策と危険な闇堕胎の防止のため、人工妊娠中絶の一部を合法化したもので、その内容の是非にめぐっては常に議論があった。さらに、「不良な子孫の出生を防止する」という優生思想に基づく部分は障がい者差別であるとの批判から、改正を求める声が多かった。このため、旧優生保護法のうち、優生思想に基づく部分を削除する改正が行われ、法律名も母体保護法に改められた。

旧優生保護法では、医師は、遺伝性精神疾患にかかっている者について、その疾患の遺伝を防止するため優生手術を行うことが公益上必要であると認めた場合、その者の同意を得なくとも、都道府県優生保護委員会に優生手術を行うことの適否に関する審査を申請することができる旨が規定されていた。また、医師は、非遺伝性精神疾患にかかっている者について、その保護義務者の同意があった場合、都道府県優生保護審査会に同様の審査を申請することができる旨が規定されていた。そして、この審査において優生手術を行うことが適当であると認められた場合は、本人の同意が無いまま優生手術が行われていた。

このことにより、今年に入り、全国各地で被優生手術者によって国に対する補償等を求める訴訟が提起された。これを背景として、県は、旧優生保護法により実施された優生手術について、県が保有する資料等に記された当事者と面談し、体調不良など困っておられることを聞き取り、可能な支援を行うとともに、県独自の支援策の検討を行うため、当事者の現住所等について市町村の協力を得ながら調査を行うこと、また、面談を行うに当たっては、国の動向等を情報提供し、訴訟を希望する方については弁護士等へつなぐなど適切な支援を行うことを目的として、県要綱を平成30年5月10日付けで制定した。

県が保有する資料等で確認できる当事者の情報は、当事者が優生手術を受けた当時のものであり、優生手術の実施から相当年数が経過していることから、現在、県の保有する資料等のみで当事者を特定することは困難である。そこで、県要綱第4条においては、県は自らが保有する当事者に係る個人情報を市町村へ提供し、当該市町村に

対し当事者の現住所等の提供を求めることとされている。

この度、県要綱に基づき、県から実施機関に対し、資料等により本籍又は当時の住所が現在の米子市内であると把握されている当事者の個人情報の提供があり、これらの者の現住所等の提供について協力依頼があった。これを受けて、実施機関は、住民基本台帳により確認したその者の現在の氏名、現在も米子市に在住している場合はその住所、米子市から転出している場合はその転出先及び転出日、死亡している場合はその情報を県へ提供することの可否について当審査会に諮問した。

前述したとおり、県要綱によれば、県においては、本件外部提供により提供された個人情報を基に、当事者への面談を通じた可能な支援の実施、訴訟を希望する当事者に対しては旅費等を支援するほか、介助者等の同行が必要な場合は謝金及び旅費等の支援並びに弁護士の紹介等が行われる予定である。さらに、県による県独自の支援策の検討の結果、当事者はさらなる救済措置を受けることができる可能性がある。

したがって、本件外部提供は現存する当事者に対する行政支援の機会の提供につながるものであることから、その公益性が認められる。

また、県において当事者への支援を行うに当たり、県が保有する資料等で得られる情報だけでは当事者の現住所等を正確に把握することが困難であるところ、本件外部提供によりそれが可能となる点においては、本件外部提供の必要性が認められる。

5 本件外部提供に係る個人の権利利益との比較衡量

ところで、条例第8条第1項において保有個人情報の外部提供を原則として禁止している理由は、保有個人情報の外部提供が個人の尊厳の確保と基本的人権の擁護に反するおそれがあるためである。したがって、当審査会においては、本件外部提供が行われた場合に生じ得る当事者の利益・不利益と本件外部提供が行われなかった場合に生じ得る当事者の利益・不利益とを比較衡量するとともに、当事者の権利利益を保護する必要性と本件外部提供に係る公益性・必要性とを比較し、本件外部提供の妥当性を判断しなければならない。以下、これらについて検討する。

(1) 本件外部提供が行われた場合について

本件諮問に先立ち県から提供を受けた当事者の個人情報及び本件外部提供の対象となる当事者の保有個人情報は、遺伝性精神疾患及び非遺伝性精神疾患にかかっている者を対象とした優生手術を受けた者に係る個人情報であることから、条例第2条第4号に規定する要配慮個人情報に該当する。要配慮個人情報の取扱いについては、当該情報に係る本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように特に配慮が必要である。

そもそも、自分の情報を自分でコントロールするという権利を念頭に置いたとき、保有個人情報の外部提供は本人の同意のもと行われるのが基本であると考えられる。しかし、前述のとおり、遺伝性精神疾患又は非遺伝性精神疾患にかかっている者のうち、都道府県優生保護審査会が適当である認められた場合は、本人の同意が無いまま優生手術が行われていたことを考慮すると、当事者の中には、自分が優生手術を受けたという事実を知らない者がいる可能性がある。その場合、本件外部提供に

係る本人同意を当事者から得る際に、当事者は初めて自分が優生手術を受けたという事実を知ることとなり、精神的に多大な動揺を引き起こすこともあり得る。そのため、当事者自身が優生手術を受けた事実を認知しているか否かによって、当事者との接触の仕方を変えるなど特段の配慮が必要となる。

この点について当審査会が実施機関に聴取したところ、県においては、そのような場合も含めて支援策を検討し、今後、本件外部提供により現住所を把握した当事者への面談を行い、この面談に際しては市町村職員の同行について協力依頼を行うことが県要綱に定められていることから、実施機関は、当事者のそれぞれの事情を把握していない現段階において、本件外部提供に係る本人同意を得るために単独で当事者と接触することは適当でないと考えているとのことであった。

しかし、結局のところ、現時点では、自分が優生手術を受けた事実を認知していない当事者に対し、県及び実施機関がどのように接触を図るのか、具体的に検討されているとは言い難い。当審査会としては、当事者との具体的な接触方法について明確にしないまま実施機関が本件外部提供を行うことは、要配慮個人情報を取り扱う上での配慮が不十分であると言わざるを得ない。

また、当事者の中には、自分は優生手術を受けた事実を認知しているが、その事実を他人に知られたくない者がいる可能性がある。仮に本件外部提供に対し本人同意を得ようとしても、その同意を得られない場合もあり得る。したがって、実施機関が当事者から本人同意を得ることなく本件外部提供を行うことは、他人に知られたくない個人情報が保護されるという当事者の権利利益を侵害することとなるおそれがある。

(2) 本件外部提供が行われなかった場合について

一方、当事者の中には、県の支援があるとわかればそれを求める者や、国に対する補償等を求める訴訟の提起を検討する者もいる可能性がある。

本件外部提供により当事者が得られる利益とは、当事者が県要綱に基づいて行われる支援を受けられることである。本件外部提供が行われなかった場合、当事者が県の支援を受ける機会を逃す、又は県の支援を受けるのが遅くなることもあり得る。

しかし、県のウェブサイトには、優生手術を受けた者及びその家族等のための相談窓口が県に設置されたことが公表されており、当事者が県の支援策について知る機会が全く無いわけではない。

また、県要綱で定められている支援策の内容は、上記4で述べたとおりであって、訴訟を希望する当事者への支援を除いては具体的なものとは言えない。訴訟を希望しない者については、具体的な支援策が定まっておらず、県要綱第1条には、面談して聞き取った内容に応じて可能な支援を行うとあるのみである。面談による聞き取りの結果、県独自の支援策が検討され、当事者の要望に沿った支援が実施されることが期待されるものの、現状では、本件外部提供により得られる利益は大きくないものとする。

それに加え、優生手術を受けた事実を知らない者又は優生手術を受けた事実は

認知しているが他人に知られたくない者は、県との面談自体を望まない可能性も否定できない。

これらのことを考え合わせた上で、本件外部提供が行われた場合に当事者が得られる利益、すなわち県の支援をより速やかに受けられるという権利利益と、本件外部提供が行われなかった場合に当事者が得られる利益、すなわち(1)で述べた他人に知られたくない個人情報保護されるという権利利益とを比較したとき、当審査会は、前者が後者を優越するとは言い難いと考える。さらに、後者の当事者の権利利益を保護する必要性と上記4で述べた本件外部提供に係る公益性・必要性とを比較衡量しても、当事者の権利利益を保護する必要性の方が上回ると考える。

(3) 本件外部提供の対象となる個人情報について

上記(1)及び(2)で述べたとおり、本件外部提供に係る公益性・必要性は、当事者の権利利益を保護する必要性に優越するとは言い難い。しかし、一方、県要綱によれば、今後、当事者に対する県独自の支援策について、さらに具体的な検討がなされることが期待される。そのためには、県が支援の対象となる当事者の正確な人数を把握すること、すなわち、当事者のうち現在も米子市に在住している者の人数及び死亡している者の人数を実施機関から提供されることが、必要かつ不可欠であると考ええる。

これらの情報は、米子市在住者の人数又は死亡者の人数によっては、特定の個人に関する情報となり得る。しかし、仮にそうなった場合であっても、これらの情報を実施機関が県に提供することにより生じ得る当事者の不利益は、当事者の現住所、氏名、転出先及び転出日を提供することにより生じ得る当事者の不利益と比較すると、極めて小さいものであると考える。

6 個人情報の外部提供の可否（結論）

上記のとおり、実施機関から県に提供された個人情報に係る保護対策については適正であり、個人の権利利益が侵害される可能性は低いと判断する。

また、本件外部提供は、現存する当事者に対する行政支援の機会の提供につながるものであることから、その公益性が認められる。

さらに、本件外部提供により、県が当事者への支援を行うに際し必要となる当事者の現住所等を正確に把握することが可能となる点においては、本件外部提供の必要性が認められる。

しかし、本件外部提供は、自分が優生手術を受けた事実を認知していない当事者及び自分が優生手術を受けた事実は認知しているが、それを他人に知られたくない当事者の権利利益を害するおそれがあると言わざるを得ない。このような当事者の不利益を考えたとき、前述した本件外部提供に係る公益性・必要性は、当事者の権利利益を保護する必要性に優越するとは言い難い。

一方で、県において当事者に対する支援策がより具体的に検討されるためには、実施機関が県に対し、現在も米子市に在住している当事者の人数及び死亡している当事

者の人数を提供することが必要かつ不可欠であり、これらの情報を実施機関が県に提供することにより生じ得る当事者の不利益は、極めて小さいものであると考える。

よって、当審査会は、本件外部提供のうち、現在も米子市に在住している当事者の人数及び死亡している当事者の人数を提供することについてのみ、可と認める。

7 付言

本件外部提供の対象となる保有個人情報是要配慮個人情報に該当し、その取扱いには慎重を期すべきである。当審査会が県要綱及び実施機関からの聴取により判断する限り、本件外部提供の対象となる保有個人情報の全てが、直ちに県において必要となるとは考えられないことから、本件外部提供を行うことについて、当審査会としては疑義がある。

ただし、今後、県において更なる具体的な支援策が決まった場合、その内容によっては、本件外部提供が、条例第8条第1項各号に掲げられている保有個人情報の外部提供の例外規定のいずれかに該当することとなる可能性があると考ええる。

別表

(処理経過)

年 月 日	内 容
平成 30 年 6 月 18 日	・実施機関から審査会に対して諮問
平成 30 年 7 月 6 日 (本件に係る審査会第 1 回目)	・実施機関による審議内容に係る説明 ・審議
平成 30 年 8 月 6 日 (本件に係る審査会第 2 回目)	・答申案の検討
平成 30 年 9 月 12 日 (本件に係る審査会第 3 回目)	・答申案の検討
平成 30 年 10 月 19 日 (本件に係る審査会第 4 回目)	・答申案の検討
平成 30 年 10 月 27 日	・答申の決定

《 資 料 2 》

答 申

【諮問件名】

公文書の一部公開決定に対する審査請求について

1 審査会の結論

平成30年4月5日付けで米子市農業委員会（以下「実施機関」という。）が行った公文書一部公開決定処分（農委起第10号-1。以下「本件処分」という。）に対し、審査請求人（以下「請求人」という。）が同年5月28日付けで行った、本件処分の一部の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）については、棄却すべきである。

2 本件事案の経過

米子市情報公開・個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）において認定した本件事案の事実経過は、次のとおりである。

(1) 本件公文書公開請求

請求人は、平成30年3月7日付けで実施機関に対し次の公文書（以下「本件文書」という。）の写しの送付を求める公文書公開請求書を送付し、実施機関は、同月8日付けでこれを受け付けた。

平成26年度（平成26年4月から平成27年3月まで）、平成27年度（平成27年4月から平成28年3月まで）、平成28年度（平成28年4月から平成29年3月まで）の各期間における以下の規定による申請について、非行政書士が代理している場合の各申請書及び委任状（代理人の氏名又は名称及び代表者の部分を含む。）

ア 農地法第3条

イ 農地法第4条第1項

ウ 農地法第5条第1項

(2) 本件処分

実施機関は、本件公文書公開請求に対し、平成30年4月5日付けで、本件文書について、次のとおり公文書一部公開決定処分を行い、請求人に通知した。

ア 公開しないと決定した部分

(ア) 個人の住所、氏名、年齢、職業及び印影、許可を受けようとする土地の所在のうち小字、地番、対価及び賃料等の額並びに資金調達計画

(イ) 法人の代表者の印影の一部、許可を受けようとする土地の所在のうち小字、地番、対価、賃料等の額及び資金調達計画

イ 一部を公開しない理由

(ア) ア(ア)については、米子市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第1号に該当する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。

(イ) ア(イ)については、条例第7条第2号に該当する法人等に関する情報であり、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。

ウ 一部を公開しない理由が消滅する時期なし。

(3) 本件審査請求

請求人は、本件処分を不服とし、平成30年5月28日付けで本件処分の一部の取り消しを求める審査請求書を提出し、実施機関は、同月29日付けでこれを受け付けた。

(4) 本件審査請求に対する弁明

実施機関は、平成30年7月20日付けで弁明書を作成し、同月25日付けでこれを請求人に送付した。

(5) 弁明に対する反論

請求人は、平成30年8月16日付けで実施機関に反論書の提出をし、実施機関は、同月17日付けでこれを受け付けた。

(6) 本件審査請求に係る諮問

実施機関は、平成30年8月27日付けで当審査会に諮問書を提出した。

3 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、次のとおりである。

請求人は、本件処分を不服とし、本件処分のうち農地法に基づく各申請における申請代理人たる非行政書士の氏名等を非公開とした処分の取り消しを求める。

4 請求人の主張の趣旨

請求人の主張の趣旨は、次のとおりである。

下記の理由により本件処分は違法である。

(1) 条例第7条第1号違反

条例第7条第1号ただし書によれば、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」については、原則公開することとされている。これは、非公開とすることにより保護される利益と、公開することにより保護される利益との比較衡量を行い、後者が前者に優越すると認められるときに、公開することを義務付けたものである。

そもそも、農地法第3条、第4条及び第5条の許可申請は行政書士の独占業務であり、行政書士でない者が業として行えば刑事罰に処せられる(行政書士法第1条の2、第19条第1項及び第21条第2号)。これは、かかる業務を、行政手続に関し専門的知識や能力を有する行政書士に独占させることで依頼者の利益保護を図るという、公益上の理由による。

仮に、行政書士法違反の行為が横行すれば、行政書士の生活や財産が脅かされるばかりでなく、行政手続の円滑な実施に寄与することで国民の利便に資するという行政書士法の制度趣旨に反し、国民の利益を大きく損なう。

しかし、行政書士を含めた国民が、かかる事態を阻止するには、行政書士法違反者の氏名等が記載された各申請書や委任状を示して警告や告発を行う以外に方途がない。それにも関わらず、行政機関が行政書士法違反者の氏名等を非公開とすることは、国民が上記公益に資する法秩序を回復する途を全く閉ざしてしまうことになる。

他方、行政書士法違反者は、私益を図るために依頼者を欺く悪質な行為を行い、ひいては国民の利益を損なわせる者であり、もともと行政書士以外の資格で法人等の活動と同様に反復継続的に業を営む者でもある。

そうだとすれば、かかる者の氏名等を非公開とする利益と、公開とすることにより保護される上記の公益とを比較衡量すれば、後者が前者に優越することは明らかである。

よって、本件処分は条例第7条第1号ただし書に違反しており、違法である。

(2) 条例第7条第2号本文違反

法人その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報について非公開とされるのは、条例第7条第2号ア又はイに該当する場合に限定されている。

この「事業を営む個人の当該事業に関する情報」とは、「法人等の活動と同様に、特定の目的をもって反復的、継続的に営む個人の活動に関する

情報」である（名古屋高裁平成28年11月25日判決、津地裁平成28年10月20日判決）。そして、行政書士でないのに報酬を得る目的で依頼を受けて農地法許可申請書等を作成提出する者は、通常、当該行為を業として反復継続して行う意思を有することから、かかる者の氏名等の情報は、「特定の目的をもって反復的、継続的に営む個人の活動に関する情報」に該当する。

したがって、本件処分に係る行政書士以外の代理人の氏名等は「事業を営む個人の当該事業に関する情報」に該当し、かつ条例第7条第2号ア及びイに該当しないことから公開が義務付けられるにも関わらず、非公開とする点で本件処分は違法である。

(3) 条例第7条第2号ただし書違反

条例第7条第2号ただし書によれば、事業を営む個人の当該事業に関する情報等であっても、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められるもの」については、常に公開することを義務付けている。

ここで、かかる情報に当たるか否かは、当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを公にしないことにより保護される事業を営む個人の権利利益との比較衡量をすることによって判断される。

本件では、依頼者を欺き、ひいては国民の利益を損なう行為を反復継続する者の氏名等を非公開とする利益と、これを公開することで警告等の端緒となり、国民の生活や財産が脅かされなくなるという利益との比較衡量であり、後者は前者に明らかに優越する。

したがって、本件処分に係る行政書士以外の代理人の氏名等は、事業を営む個人の当該事業に関する情報であっても常に公開が義務付けられるにも関わらず、非公開とする点で本件処分は違法である。

(4) 実施機関の弁明に対する反論

実施機関は、農地法に基づく申請に係る行政書士以外の代理人が業として当該申請を行ったと断定することが困難だと弁明する。しかし、他士業者や事業者が受任業務を行う際に、暗黙裡にしる報酬を見込まないはずはなく、その点で、実施機関の弁明には理由がない。

また、実施機関は、本件処分に係る行政書士以外の代理人の氏名等を公開した場合、個人のプライバシーを侵害すると弁明する。しかし、行政書士法違反は犯罪行為という公益に関わる問題であり、過去には実際に刑事処分が出されている事案もある以上、プライバシーに優越すると言えるから、この点についても実施機関の弁明には理由がない。

5 実施機関の主張の趣旨

実施機関の主張の趣旨は、次のとおりである。

下記の理由により本件処分は違法又は不当ではない。

- (1) 請求人の主張するとおり、農地法第3条、第4条及び第5条の許可申請は行政書士の独占業務であり、行政書士でない者がこれを業として行えば刑事罰に処せられる。このような行政書士の独占業務については、行政書士法に定められているが、その理由は、請求人の主張するとおり、依頼者の利益保護を図るといふ公益上の理由によるものである。
- (2) 現状において、実施機関に対して代理人により農地法に基づく申請がなされた場合、実施機関は、当該申請に係る書面に記載された内容のみをもって、当該代理人が行政書士法に違反し業として当該申請を行ったと断定することは困難である。
- (3) しかるに、当該代理人の住所、氏名等の情報を、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当すること、あるいは、「特定の目的を持って反復的、継続的に営む個人の活動に関する情報」に該当することを理由として公開することはできない。
- (4) これらの情報に該当することが明確でないまま公開した場合は、個人のプライバシーを侵害するおそれがある。
- (5) なお、実施機関においては、以前から、鳥取県行政書士会が作成した「各種の許認可申請書、届出書、報告書、諸証明願或は権利義務に関する書類等の作成を行政書士でない者が報酬を得て業として行うことは法律によって禁止されています。」と記載された看板やポスターを事務所の分かりやすい場所に設置し、注意喚起を行っている。

6 当審査会の判断

(1) 審査の経緯

実施機関から、平成30年8月27日、条例第17条第1項に基づき、本件審査請求について当審査会に諮問があったことを受け、当審査会は別表のとおり審査を行った。

(2) 争点の整理

本件審査請求について、当審査会において判断すべき点は、本件文書に係る実施機関の一部公開決定処分のうち、農地法に基づく各申請における申請代理人たる非行政書士の氏名等を非公開とした処分に違法性又は不当性があるか否かである。当審査会が、本件文書のインカメラ審査（非公開と

された公文書の提示を求めて審査すること。)を実施した上で検証したところ、請求人が公開を求めている情報とは、農地法に基づく申請に係る代理人(以下単に「代理人」という。)の氏名、住所、職業、電話番号(以下「本件非公開部分」という。)である。

したがって、当審査会では、本件処分に対し、本件非公開部分について条例第7条第1号に該当するか否かを争点として審査を行った。

なお、本件非公開部分の中に含まれている法人等に関する情報については、実施機関が当審査会による意見聴取の場で、非公開とした処分は誤りであり公開すべき情報であると認めているので、当該法人等に関する情報については争う必要がないため、当審査会では審査の対象としていない。

よって、前述したとおり、審査の対象となるのは、実施機関が条例第7条第1号に該当するとした、個人に関する情報のみである。

実施機関においては、当該法人等に関する情報をすみやかに請求人に公開されたい。

また、代理人の電話番号については、本件処分を行った公文書一部公開決定通知書中の「6 公開しないと決定した部分及びその程度」に記載されていない。本来これは公文書一部公開決定通知書において非公開部分として正確に特定しその理由を記載すべきものであるから、実施機関におかれては今後十分に留意されたい。

(3) 争点に対する判断

ア 行政書士法の制度趣旨について

(ア) 行政書士法第1条の2第1項における行政書士の業務とは「他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類(中略)その他権利義務又は事実証明に関する書類(中略)を作成すること」であり、同法第19条第1項においては「行政書士又は行政書士法人でない者は、業として第1条の2に規定する業務を行うことができない」ことが原則とされ、この規定に違反した者は、同法第21条により「1年以下の懲役又は100万円以下の罰金」に処せられる。そして、農地法第3条、第4条及び第5条の許可申請に係る書類は、行政書士法第1条の2第1項に規定する「官公署に提出する書類」に該当すると認められる。

(イ) 請求人の主張によれば、農地法に基づく申請を代理して行うことが行政書士法により行政書士の独占業務とされているのは、かかる業務を行政手続に関し専門的知識や能力を有する行政書士に独占させることで依頼者の利益保護を図るという、公益上の理由によるとのことである。

(ウ) このことは、実施機関も認めるところであり、この点については双方争いがない。現に、実施機関は、窓口において、鳥取県行政書士会が作

成した看板やポスターにより、各種許認可申請書等の作成を行政書士でない者が報酬を得て業として行うことは法律により禁止されていると注意喚起している。また、実施機関から聴取したところによると、平成30年5月7日以降、実施機関が作成し、米子市のウェブサイトで公開している農地法に基づく申請に係る委任状のひな型には、「行政書士等以外の第三者が有償で反復継続して書類作成し、譲受人等が本人申請する場合」や「行政書士等以外の第三者が有償で反復継続して書類作成し、代理申請する場合」は行政書士法第19条に違反する行為です。」と記載し、さらなる注意を促している。

イ 条例第7条第1号該当性について

(ア) 条例第7条第1号に該当する非公開情報とは、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と明記されているが、例外的に公開すべき情報として規定されているものの中に、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」(同号ただし書イ)がある。

(イ) 請求人は、行政書士でないのに報酬を得る目的で依頼を受けて農地法に基づく許可申請書等を作成し提出する者は、通常、当該行為を業として反復継続して行う意思を有するため、本件非公開部分は、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」に該当するから、公開するべきであると主張する。

また、請求人は、代理人の氏名等を非公開とする利益と、それらを公開とすることにより保護される公益とを比較衡量すれば、後者が前者に優越することは明らかであり、本件非公開部分は、個人に関する情報であっても「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当するから、公開するべきであると主張する。ここで言う「代理人の氏名等を非公開とする利益」とは、自らに係る情報を公開されない代理人個人の権利利益である。一方、「それらを公開とすることにより保護される公益」とは、行政書士法違反者の氏名等が公開されることが、これら違反者への警告等の端緒となり、行政書士法の制度趣旨に沿うことにつながることで保護される国民の利益である。

- (ウ) しかし、これらの請求人の主張は、本件文書に係る代理人は行政書士法に違反し、報酬を得て反復的、継続的に農地法許可申請書類を作成して実施機関に提出しているに違いないという請求人の見解に基づくものに過ぎない。
- (エ) また、当審査会において実施機関に聴取したところ、実施機関としては、上記アで述べたように行政書士法違反についての注意喚起を行っているものの、実際に代理人により農地法に基づく申請がなされた場合、当該申請に係る書面に記載された内容のみをもって、当該代理人が行政書士法に違反し、報酬を得て反復的、継続的に行う業の一環として当該書面を作成し、当該申請を行ったものであるか否かを判別することは困難であるため、当該申請に係る書面上の不備がなければこれを受理することとしているとのことであった。
- (オ) この実施機関の実状を踏まえると、当審査会としては、代理人が個人である場合、当該個人が行政書士法に違反し、報酬を得て反復的、継続的に農地法許可申請書類を作成して実施機関に提出していると判断することは困難である。したがって、本件非公開部分を「事業を営む個人の当該事業に関する情報」又は「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」であると言うことはできない。仮に、これらの情報に該当することが明確でないまま本件非公開部分を公開した場合は、個人のプライバシーを侵害するおそれがある。
- (カ) 以上のことから、本件非公開部分について条例第7条第1号に該当するとして非公開とした実施機関の判断は妥当である。

(4) 結論

上記のとおり、当審査会においては、本件処分のうち農地法に基づく各申請における申請代理人たる非行政書士の氏名等を非公開とした処分を取り消すべき違法性又は不当性は認められない。

よって、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

別表

(処理経過)

年 月 日	内 容
平成30年8月27日	・実施機関から審査会に対して諮問
平成30年9月12日 (本件に係る審査会第1回目)	・事務局職員による審議内容に係る説明 ・審議
平成30年10月2日	・実施機関へ意見聴取の日時を通知 ・実施機関へ「関係資料」の提出を依頼
平成30年10月12日	・実施機関から提出された「関係書類」を受付
平成30年10月19日 (本件に係る審査会第2回目)	・実施機関からの意見聴取を実施 ・本件公文書に係るインカメラ審査を実施 ・審議
平成30年10月24日	・審査請求人へ実施機関から提出された「関係資料」の 写しを送付するとともに口頭意見陳述の日時を通知
平成30年11月9日	・審査請求人から提出された「上申書」を受付
平成30年11月16日 (本件に係る審査会第3回目)	・審査 ・答申案の検討
平成30年11月21日	・実施機関へ審査請求人から提出された「上申書」を送 付
平成30年12月21日 (本件に係る審査会第4回目)	・答申案の検討 ・答申の決定

平成30年度 米子市情報公開制度・個人情報保護制度運用状況報告書
(令和元年7月発行)

米子市総務部総務管財課情報公開担当
〒683-8686 米子市加茂町一丁目1番地

TEL 0859-23-5324

FAX 0859-23-5390

Email somu@city.yonago.lg.jp